

いわき市下水汚泥等利活用事業

募集要項

令和2年 7月

福島県 いわき市

目 次

第 1.	募集要項の定義	1
第 2.	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	事業の対象となる施設	1
3.	公共施設等の管理者	1
4.	事業目的	2
5.	事業概要	2
6.	事業方式	5
7.	事業期間	5
8.	事業費	5
9.	事業期間終了時の措置	6
10.	地方自治体への事前説明	7
11.	遵守すべき関係法令等	7
第 3.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1.	事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	9
2.	選定の手順及びスケジュール	9
3.	応募の手続き等	9
4.	応募者の資格要件	14
5.	事業提案書の審査等	18
6.	事業提案書に関する条件	19
7.	構成企業等の変更	19
8.	優先交渉権者選定後の手続	20
第 4.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	22
1.	リスク分担の考え方	22
2.	要求する性能等	22
3.	事業者の責任の履行に関する事項	22
4.	市による実施状況のモニタリング等	24
第 5.	公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項	26
1.	立地に関する事項	26
2.	施設構成の要素	27
第 6.	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	28

第 7.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	29
1.	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難とな った場合の措置	29
2.	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となっ た場合の措置	29
3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継 続が困難となった場合の措置	29
4.	その他	29
第 8.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 30	
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	30
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	30
3.	その他の支援に関する事項	30
第 9.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	31
1.	情報公開及び情報提供	31
2.	応募に伴う費用負担	31
3.	本募集要項に関する問合せ先	31
(別紙 1)	業務委託費の算定金額、支払方法及び見直し	32
1.	対価の構成	32
2.	対価の計算方法	32
3.	対価の支払方法	33
4.	物価変動等による改定	34

本募集要項では、以下のように用語を定義する。

- 【PFI】** 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、公共施設等の設計・建設、維持管理・運営を民間が一体的に実施する方式をいう。
- 【本事業】** いわき市中部浄化センター汚泥処理施設等の設計・建設、維持管理・運営、中部浄化センター及び南部浄化センター受入施設の設計・建設について、民間事業者が一体的かつ維持管理・運営については長期的に実施することにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「いわき市下水汚泥等利活用事業」をいう。
- 【事業者】** 本事業を委ねる民間事業者をいう。
- 【事業提案書】** 応募資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図書をいう。
- 【募集要項等】** 募集要項等の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、事業契約書等（案）及び様式集をいう。
- 【特定事業契約】** 本事業において締結する契約一式をいう。具体的には、基本契約、建設工事（設計施工一括型）請負契約、維持管理・運營業務委託契約、固形燃料化物売買契約、バイオガス発電事業契約、バイオガス売買契約をいう。発電事業以外のその他付帯事業を行う場合は、その他付帯事業に係る契約を含む。
- 【第三者】** 市及び事業者以外の者をいう。
- 【嫌気性消化施設】** 本事業で、要求水準書、事業提案書等に基づき事業者が事業用地に建設し、濃縮汚泥及びし尿・浄化槽汚泥、集約脱水汚泥等を消化するための施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。なお、ガスホルダ、脱硫設備、加温設備、余剰ガス燃焼装置等の消化工程に必要な設備を全て含む。
- 【固形燃料化施設】** 本事業で、要求水準書、事業提案書等に基づき事業者が事業用地に建設し、脱水汚泥を固形燃料化するための施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。
- 【受入施設】** 本事業で、要求水準書、事業提案書等に基づき事業者が事業用地に建設し、し尿・浄化槽汚泥を下水処理場に受入れるための施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。
- 【汚泥処理施設等】** 中部浄化センターに設置される嫌気性消化施設、固形燃料化施設

を含む重力濃縮槽の後の下水汚泥等処理施設を指し、これら下水汚泥処理施設建設に伴い実施した既存設備の改修等を含めた施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。

【バイオガス】 市より供給される濃縮汚泥及びし尿・浄化槽汚泥、集約脱水汚泥を用いて嫌気性消化により発生するメタンを主成分とする可燃性ガスをいう。

【バイオガス発電設備】 発生したバイオガスを市より買取り、発電を行う設備であり、付帯事業として設置するものであり、所有者は事業者となる。

【FIT】 再生可能エネルギー固定価格買取制度のことをいう。

【固形燃料化物】 発生する脱水汚泥を用いて固形燃料化施設にて製造したもので、要求水準書に示す下水汚泥固形燃料化物としての性状を満足するものをいう。

【副生成物】 固形燃料化施設において製造された固形燃料化物のうち、要求水準書に示す性状を満足しないものをいう。

【中間処理生成物】 脱水汚泥以降の処理において固形燃料化物製品として販売できなかった物質を指し、具体的には燃料化できない脱水汚泥及び副生成物を指す。

【維持管理・運営】 本事業範囲の既存設備を含む汚泥処理施設等の点検・運転・維持・修繕・更新を事業者の責任において適切に実施し、施設を正常に保ち、本事業を営むことをいう。

【修繕】 劣化した部位・部材または機器の性能を初期の水準または実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

【更新】 設備等が劣化して使用が困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置することをいう。

(平成 28 年 4 月 1 日・国水事第 109 号 下水道事業課長通知) に示される「小分類」単位以上を取り換えることをいう。

【法令等】 法律、命令、条例、規則、要綱及び通知等をいい、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定または改廃されることをいう。

【不可抗力】 市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、騒乱、暴動、戦争、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。

【応募者】 事業者の選定にかかる募集に応募する者をいう。

【応募資格審査通過者】 応募者のうち、本市が審査した結果、応募資格を有していると認められた者をいう。

- 【優先交渉権者】 応募選考の結果、優先交渉権を与えられた者をいう。
- 【企業グループ】 事業者で単一または複数の企業からなる事業体。施設の設計・建設、維持管理・運営の実施者を含む。
- 【SPC】 本事業の維持管理・運營業務等の実施を目的として事業者により設立される会社（Special Purpose Company）をいう。
- 【建設 JV】 複数の企業からなる企業グループで、本事業では設計・建設を目的とするものをいう。
- 【代表企業】 事業者の構成企業の中から選出された企業で、事業者を代表して応募手続き等を行う者をいう。
- 【構成企業】 事業者のうち SPC への出資を行う者をいう。
- 【協力企業】 事業者のうち SPC への出資を行わない者をいう。事業者は、構成企業のみ、または構成企業及び協力企業により構成される。
- 【審査委員会】 「いわき市下水汚泥等利活用事業審査委員会」をいう。
- 【特許権等】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。

第1. 募集要項の定義

本募集要項は、いわき市（以下「市」という。）が、「いわき市下水汚泥等利活用事業」を実施するにあたり、応募者を対象に公表するものである。

本事業は、PFI法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日、最終改定・平成26年6月27日）に準拠し、同法第6条に定める民間事業者による提案を受けている。

なお、次の文書は、本募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という）。したがって、提出書類の作成に当たっては募集要項等を精読の上、遺漏の無いように努めること。また、募集要項等と、先に市が公表した「実施方針」「要求水準書(案)」及び「実施方針等に関する質問・意見等に対する回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本契約書（案）
- ・ 設計・建設工事請負契約書（案）
- ・ 維持管理・運營業務委託契約書（案）
- ・ 固形燃料化物売買契約書（案）
- ・ バイオガス売買契約書（案）
- ・ バイオガス発電事業契約書（案）
- ・ 未利用地利活用事業契約書（案）
- ・ 提案バイオマス処理事業契約書（案）

第2. 事業内容に関する事項

1. 事業名称

いわき市下水汚泥等利活用事業

2. 事業の対象となる施設

- ・ 中部浄化センター
- ・ 南部浄化センター

3. 公共施設等の管理者

いわき市長 清水 敏男

4. 事業目的

市では、公共下水道から発生する下水汚泥を中部浄化センターに集約後、全量焼却し建設資材として有効利用を図っている。

本事業は現在中部浄化センターで焼却処分している下水汚泥を再生可能エネルギーとして活用するため、嫌気性消化及びバイオガス発電、また固形燃料化施設を整備し、下水汚泥固形燃料化物を外部燃料利用することで温室効果ガスの削減を目指すことを目的とする。

併せて、現在し尿処理場で処理しているし尿・浄化槽汚泥や他バイオマスを下処理場で共同処理し、効率的な生活排水処理体制の構築を行うものである。

また、事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減効果及び長期間の汚泥有効利用先の確保を目的に、PFI方式により実施する。

本事業を実施するうえでの基本方針を以下に示す。

- (1)製造される固形燃料化物は、石炭代替燃料等として事業期間にわたり确实かつ安定して有効利用されること。
- (2)汚泥処理施設等の設計、建設、維持管理・運営及び受入施設の設計、建設を性能発注により一括発注することで、民間事業者の創意工夫やノウハウが最大限に活用され、事業費削減や温室効果ガスの排出削減が図られること。
- (3)汚泥処理施設等の維持管理・運営の期間を長期（20年間）とするとともに、維持管理・運営対象範囲を重力濃縮後の汚泥処理施設全般とすることで、事業者が嫌気性消化及びバイオガス発電、固形燃料化物の製造までの維持管理・運営を継続的かつ一元的に管理できる体系とし、事業にかかるライフサイクルコストの最適化が図られること。

5. 事業概要

本事業は、事業者が中部浄化センター及び南部浄化センター内にし尿・浄化槽汚泥の受入施設を整備するとともに中部浄化センター内に嫌気性消化施設及び固形燃料化施設を整備し、事業期間中において要求水準書記載範囲の汚泥処理施設等の維持管理・運営（製造される固形燃料化物の買取、利用先の確保及び運搬を含む）を実施するものであり、これらをPFI事業で行うものである。

また選定事業者の独立採算による付帯事業として、事業者所有のバイオガス発電事業を実施するものとし、事業者提案においてその他バイオマスの受入及び未利用地利活用事業を受け付けるものである。

なお、事業者は、本事業の維持管理・運営業務等の実施を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という）を市内に設立し、その業務を行うものとする。

(1) 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、以下のとおりとする。

ア 汚泥処理施設等及び受入施設の設計及び建設に関する業務

- ・設計
- ・補助事業等交付申請図書作成補助
- ・土木・建築工事（本施設への進入路を含む。）
- ・機械設備工事
- ・電気設備工事
- ・その他必要な工事
- ・本施設の建設及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものを除く。）
- ・進入路の築造及び道路排水施設の設計・建設
- ・消防設備計画書（案）の作成
- ・工事状況の市への報告等
- ・他工事との業者間調整
- ・アセットマネジメントデータベースシステムへの情報登録
- ・これらを実施する上で必要な業務
- ・その他関係部署等の立ち入り検査等の補助

イ 汚泥処理施設等の維持管理・運営に関する業務

- ・下水汚泥等の受入れ
- ・受入れた下水汚泥等（し尿・浄化槽汚泥の脱水汚泥を含む）の処理
- ・運転管理業務
- ・保全管理業務
- ・保守点検業務
- ・受入施設を除く新規施設の修繕及び更新業務
- ・消耗品及び薬品等の調達管理業務
- ・周辺住民への対応（一次対応）
- ・見学者への対応
- ・事業用地内の建物内外の清掃・整理整頓
- ・維持管理・運営状況の市への報告
- ・バイオガスの製造及び管理（ガス発生量、安全等）
- ・固形燃料化物の製造及び管理（製造量、品質、安全等）
- ・製造された固形燃料化物の買取り
- ・固形燃料化物の利用先の確保及び売却
- ・中間処理生成物の処分先の確保及び引渡し業務（処分先との処分量の調整を含

む)

- ・ 進入路及び道路排水施設の維持管理
- ・ 維持管理・運営範囲内の既存施設の一定額以下の修繕及び設備更新
- ・ これらを実施する上で必要な業務

ウ 付帯事業

- ・ バイオガス発電事業（バイオガスの買取り及びバイオガス発電）※
- ・ 提案バイオマス処理事業
- ・ 未利用地利活用事業

※バイオガス発電事業に対する規模等の条件は無いが、本業務実施を必須とする。

(2) 下水汚泥処理施設等の処理対象物

- ・ 中部浄化センター：収集し尿・浄化槽汚泥、重力濃縮汚泥
- ・ 北部浄化センター：下水脱水汚泥、し尿・浄化槽汚泥脱水汚泥
- ・ 南部浄化センター：下水脱水汚泥（し尿・浄化槽汚泥含む）

(3) 下水汚泥処理施設等の計画処理量

北部浄化センター及び南部浄化センターから集約される脱水汚泥及び受入れるし尿・浄化槽汚泥を含む20年間の予想汚泥量の最大値を示す。この時の固形物濃度は約2.4%を想定している。

日平均処理量： 680.4wet-t/日・16.05Ds-t/日（20年間の予想汚泥量の最大値）

日最大処理量： 816.5wet-t/日・19.26Ds-t/日（20年間の予想汚泥量の最大値）

年間処理量： 248,346wet-t/年・5,859Ds-t/年（20年間の予想汚泥量の最大値）

修繕等により、事業者が中部浄化センターから発生する濃縮汚泥及び北部浄化センター・南部浄化センターにて発生する脱水汚泥、し尿・浄化槽汚泥の受け入れができない場合は、市と事業者は協議の上、事業者の負担で市が外部搬出を行う。

(4) 市の業務範囲

本事業における市の業務範囲は、以下のとおりとする。

- ・ 事業用地の確保
- ・ 交付金の申請手続き
- ・ 施設の設置及び稼働に必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものに限る。）
- ・ 施設の設計及び建設の監督及び検査

- ・汚水排水及び雨水排水等に係る施設の整備に係る責任分界点までの設計及び建設
- ・消防設備計画書の作成・提出
- ・その他関係部署等の立ち入り検査等の立会い
- ・公共下水道汚泥の送泥、運搬・投入
- ・下水脱水汚泥、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬・搬入
- ・維持管理・運營業務実施状況の確認、監視及び検査
- ・返流水の受入
- ・既存施設の一定額を超える修繕及び設備更新
- ・下水処理水及び砂ろ過水の提供
- ・受入施設の維持管理・運營業務
- ・周辺住民への対応
- ・見学者への対応
- ・その他必要な業務

6. 事業方式

本事業は、PFI方式で実施するものとする。

7. 事業期間

本事業の事業期間は以下のとおりとする。

優先交渉権者決定	令和2年10月（予定）
契約交渉期間	令和2年10月～令和2年11月（予定）
契約の締結	令和2年12月（予定）
設計・建設期間	
中部浄化センター	締結日の翌日～令和6年3月31日
南部浄化センター	締結日の翌日～令和5年3月31日
維持管理・運営期間	令和6年4月1日～令和26年3月31日（20年間）
固形燃料化物の買取り	令和6年4月1日～令和26年3月31日（20年間）
その他付帯事業の期間	令和6年4月1日～令和26年3月31日（20年間）

ただし、その他付帯事業でFITを活用する場合は、令和4年3月31日までに接続契約に係る申込み書面の電気事業者受領及び国の設備認定を受けることとする。

8. 事業費

(1) 事業者の収入

市は、汚泥処理施設等及び受入施設の設計・建設並びに汚泥処理施設等の維持管

理・運営に係る費用を事業者に支払うものとする。なお、汚泥処理施設等及び受入施設の設計・建設に係る費用は、市が資金調達を行い当該年度の出来高額に応じて支払う。

また、事業者は固形燃料化施設において製造された固形燃料化物の利用に際して得る収入、バイオガス発電事業にて得られる収入、提案バイオマス処理事業及び未利用地利活用事業において得られる収入は全て事業者の収入となる。

(2) 事業者の市への支払い

事業者は、汚泥処理施設等で製造される固形燃料化物全量及びバイオガス発電事業に利用するバイオガス量を特定事業契約の定めに従い買い取り、その金額を市へ納付する。売買に関する金額については、事業者が提案した額とする。

なお、中間処理生成物の処理費（運搬処分費）については事業者が負担する。

また、付帯事業に係る土地の占有料として、いわき市財務規則により定める金額（中部浄化センター：78 円/m²・年、南部浄化センター：85 円/m²・年）を市へ納付するものとする。

(3) 提案上限価格

本事業の提案上限価格は以下のとおりとする。

金 13,904,775,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

※設計建設費の上限は 7,442,455,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

※維持管理・運営費の上限は 6,462,320,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

なお、提案上限価格は、設計・建設業務に係る対価、維持管理・運營業務に係る対価を単純合計した金額である。提案上限価格は、事業者から市への支払金額を含まない金額とする。

ただし、提案上限金額には、特定事業契約書（案）に規定する物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額相当額は含まない。

また、固形燃料化物の価格の下限は、燃料化物 1 t 当たり 100 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、バイオガスの価格の下限は、ガス 1Nm³ 当たり 10 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

詳細な支払方法については「(別紙 1) 業務委託費の算定金額、支払方法及び見直し」に示す。

9. 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中、維持管理・運營業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において汚泥処理施設等を要求水準書に示す性能を満足する状態に保持し

なければならない。

なお、汚泥処理施設等の事業期間終了時の措置については、事業期間終了の5年前を目処に市及び事業者は協議を開始する。

ただし、付帯事業については、事業期間終了時において、原則として事業期間終了後6か月以内に原状回復し、市に付帯事業に係る事業用地を引き渡すことを基本とする。

10. 地方自治体への事前説明

応募資格審査通過者は、事業提案書の提出時まで、固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体に対し、当該固形燃料化物（有価物）を持ち込むことに関する事前説明を行った証（議事録等・押印及びサイン不要）を提出すること。なお、事前説明は、応募資格審査通過者又は固形燃料化物を利用する民間企業等が行うものとする。

11. 遵守すべき関係法令等

本事業を実施するに当たり事業者が遵守すべき関係法令等は、以下のとおりである。

- (1) 下水道法
- (2) 河川法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法
- (5) 環境基本法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 騒音規制法
- (8) 振動規制法
- (9) 悪臭防止法
- (10) 水質汚濁防止法
- (11) 土壌汚染対策法
- (12) 消防法
- (13) 建築基準法
- (14) 労働基準法
- (15) 労働安全衛生法
- (16) 職業安定法
- (17) 労働者災害補償保険法
- (18) 電気事業法

- (19) 都市計画法
- (20) 建設業法
- (21) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (22) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (23) 高圧ガス保安法
- (24) ガス工作物の技術上の基準を定める省令
- (25) 計量法
- (26) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (27) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- (28) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (29) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (30) 景観法
- (31) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- (32) 福島県環境基本条例
- (33) いわき市環境基本条例
- (34) いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- (35) いわき市公害防止条例
- (36) いわき市の景観を守り育て創造する条例
- (37) いわき市火災予防条例
- (38) いわき市下水道条例
- (39) いわき市財務規則
- (40) その他関係する法令、規則、条例、要綱、通達、通知等

第3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 選定の手順及びスケジュール

事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

令和2年4月22日	募集要項等の公表
令和2年4月22日～5月12日	募集要項等に関する質問・意見等の受付（1回目）
令和2年6月3日	募集要項等に関する質問・意見等の回答（1回目）
令和2年5月7日～7月15日	施設確認、資料閲覧及び実験試料等提供
令和2年6月3日～6月16日	募集要項等に関する質問・意見等の受付（2回目）
令和2年7月8日	募集要項等に関する質問・意見等の回答（2回目）
令和2年7月9日～7月22日	応募資格確認申請書類等の受付
令和2年8月7日	応募資格確認結果の通知
令和2年8月11日～8月31日	事業提案書の受付
令和2年9月下旬	企業プレゼンテーション
令和2年10月中旬	優先交渉権者の選定
令和2年10月下旬	基本協定締結
令和2年12月上旬	基本契約締結

3. 応募の手続き等

(1) 募集要項等に関する質問・意見等の受付（第1回）

募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり行う。

① 受付期間

令和2年4月22日（水）午前9時から令和2年5月12日（火）午後5時までの土日祝日を除く期間

② 受付方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。提出に際しては、電子メールの件名に「いわき市下水汚泥等利活用事業」の文字列を必ず入れること。

③ 質問の様式

質問について、様式1の書式（Microsoft-Excelにより作成）を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。なお、市がメールを受信したときは、各提出者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。市からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。

④ 質問・意見等の送付先アドレス

gesuidojigyo@city.iwaki.lg.jp

⑤ 電子メールの受信確認通知が無い場合の連絡先

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課
電話 0246-22-7520

(2) 募集要項等に関する質問・意見等の回答（第1回）

上記(1)により受け付けた質問・意見等に対する回答は、令和2年6月3日(水)までに市ホームページにおいて公表する。

提出された質問・意見等のうち、市において確認が必要と判断したものについて市は質問または意見を提出したものに対して直接ヒアリングを行う場合がある。

なお、質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については、個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者に内容を確認し、了承を得たうえで、質疑等と回答を公表する。

(3) 施設確認、資料閲覧及び実験試料等提供

募集要項等公表後の施設確認、募集要項等に関する資料の閲覧及び汚泥等の実験試料の提供を以下のとおり実施する。なお、市は、施設確認、資料閲覧及び実験試料等提供時の応募者からの質問には回答しない。

① 施設確認、資料閲覧及び実験試料等提供申込み期間

令和2年5月7日(火)午前9時から令和2年7月15日(水)午後5時までの土日祝日を除く期間

② 申込方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。提出に際しては、電子メールの件名に「いわき市下水汚泥等利活用事業」の文字列を必ず入れること。

③ 申込の様式

様式 2、様式 3 及び様式 4 の申込書を用いて電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。なお、電子メール受信後、市は各提出者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。市からの受信確認通知が無い場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に連絡先へ電話により確認をすること。

④ 申込書の送付先アドレス

gesuidojigyo@city.iwaki.lg.jp

⑤ 電子メールの受信確認通知が無い場合の連絡先

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課

電話 0246-22-7520

(4) 募集要項等に関する質問・意見等の受付（第 2 回）

募集要項等に関する質問・意見等の受付（第 2 回）を以下のとおり行う。

① 受付期間

令和 2 年 6 月 3 日（水）午前 9 時から令和 2 年 6 月 16 日（火）午後 5 時までの土日祝日を除く期間

② 受付方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。提出に際しては、電子メールの件名に「いわき市下水汚泥等利活用事業」の文字列を必ず入れること。

③ 質問の様式

質問について、様式 1 の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。なお、電子メール受信後、市は各提出者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。市からの受信確認通知が無い場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に連絡先へ電話により確認をすること。

④ 質問・意見等の送付先アドレス

gesuidojigyo@city.iwaki.lg.jp

⑤ 電子メールの受信確認通知が無い場合の連絡先

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課

電話 0246-22-7520

(5) 募集要項等に関する質問・意見等の回答（第 2 回）

上記（4）により受け付けた質問・意見等に対する回答は、令和 2 年 7 月 8 日（水）までに市ホームページにおいて公表する。提出された質問・意見等のうち、市において確認が必要と判断したものについて市は質問または意見を提出したものに対して直接ヒアリングを行う場合がある。

なお、質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については、個別に

回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者に内容を確認し、了承を得たうえで、質疑等と回答を公表する。

(6) 応募資格確認申請書の提出

応募資格確認申請書については、単独企業又は複数の企業で構成されるグループで提出するものとし、グループで応募する場合は代表企業が提出するものとする。

① 提出期間

令和2年7月9日(木)午前9時から令和2年7月22日(水)午後5時までの土日祝日を除く期間

② 提出方法

郵送(書留又は簡易書留に限る)による。

③ 提出書類

様式集による。

④ 提出場所

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課

電話 0246-22-7520

(7) 応募資格確認結果通知書の送付

令和2年7月9日(木)を応募資格の資格確認基準日とし、本事業の応募資格の確認を行う。なお、応募資格確認結果通知書については、令和2年8月7日(金)に市から応募者の代表企業に送付するものとし、その際に事業提案書提出の際に必要な応募者番号も合わせて通知する。

(8) 応募資格がないと認められた者に対する理由の説明

応募資格がないと認められた者は、書面で申請することによって理由の説明を求めることができる。

① 提出期限

令和2年8月14日(金)午後5時まで

② 提出方法

電子メールによる。提出に際しては、電子メールの件名に「いわき市下水汚泥等利活用事業」の文字列を必ず入れること。電子メール受信後、市は各提出者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。市からの受信確認通知が無い場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時の間に連絡先へ電話により確認をすること。

③ 書面の送付先アドレス

gesuidojigyo@city.iwaki.lg.jp

④ 提出書類

様式は自由とする。

⑤ 電子メールの受信確認通知が無い場合の連絡先

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課

電話 0246-22-7520

⑥ 市からの回答

回答については、令和2年8月21日（金）までに電子メールにより回答する。

(9) 事業提案書の提出

応募者は、次により事業提案書を提出すること。なお、事業提案書の発送に際しては、電子メールの件名に「いわき市下水汚泥等利活用事業」の文字列を必ず入れ、下記アドレス宛に市へ発送した旨の連絡を行うこと。市は事業提案書の受取り後、各提出者に対して電子メールにより確認通知を行う。市からの受取り確認通知が無い場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時の間に連絡先へ電話により確認をすること。

① 提出期間

令和2年8月11日（火）午前9時から令和2年8月31日（月）午後5時まで

② 提出方法

郵送による。

③ 提出書類

様式集による。

④ 提出場所

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課

電話 0246-22-7520

⑤ 発送した旨の送付先アドレス

gesuidojigyo@city.iwaki.lg.jp

(10) 事前説明実施の証の提出

応募者は、上記(9)の提出に併せて、固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体に対し、当該固形燃料化物（有価物）を持ち込むことに関する事前説明を行った証（議事録等・押印及びサイン不要）を提出すること。

(1 1) 応募の辞退

応募資格確認審査の結果、応募資格を有する者の旨の通知を受けた者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届」を市に提出すること。

① 提出期間

令和2年8月31日(月)午後5時まで

② 提出方法

郵送による。

③ 提出書類

様式集による。

④ 提出場所

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課

電話 0246-22-7520

(1 2) 応募者によるプレゼンテーション

提出された事業提案書について、令和2年9月下旬頃にプレゼンテーションによる内容説明を求める。なお、プレゼンテーションに関する詳細事項は応募者に別途通知する。

(1 3) 事業提案書に関する確認

事業提案書の審査に当たって必要と判断した場合、市は応募者に提案内容の確認を求めることができる。

(1 4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者が無い、またはいずれの応募者も市の財務負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI方式で行うことが妥当ではないと市が判断した場合には、事業者を選定せずにこの旨を速やかに公表する。

4. 応募者の資格要件

応募者は、応募資格確認申請書等の提出期限の時点において、以下の要件を全て満たしていることとする。

(1) 応募者の構成

応募者の構成は、次のとおりとする。

ア 本事業の応募者は、設計・建設業務を行う者及び維持管理・運営業務を行う者から構成される企業グループとし、設計・建設業務を行う者及び維持管理・運営業務を行う者の内、複数業務を一企業が兼ねることを認める。

なお、付帯事業のみを行う者の企業グループへの参加も可とする。

イ 応募者は、本事業の維持管理・運営業務を実施することを目的とした会社法（平成 17 年 7 月 26 日号外法律第 86 号）に定める特別目的会社（SPC）を市内に設置すること。

ウ 応募者は、構成企業（SPC に対して出資する者）及び協力企業（SPC に対して出資しない者）のいずれかの立場であるかを明らかにするとともに、各企業が担当する業務を明示すること。

エ 設計・建設業務を行う者が建設 JV を結成する場合は、次の要件を満たすこととし、その他、本募集要項に記載のない事項については、「いわき市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」を準拠すること。

（ア） 建設 JV を構成する企業は、全て構成企業又は協力企業となること。

（イ） 建設 JV を構成する企業は、4 社を上限とする。

（ウ） 建設 JV を構成する企業を代表する者の出資割合は、他の建設 JV を構成する企業の出資割合を下回ってはならないものとする。

（エ） 建設 JV を構成する企業の内、建設 JV への最小の出資者の出資割合は、10%以上とする。

オ 応募者は、構成企業の中から、SPC への最大の出資者を代表企業と定めること。なお、応募手続き等は代表企業が行うものとする。

カ 構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。

キ 構成企業以外の者は、SPC への出資を認めない。

ク 同一の応募者は、複数の事業提案を行うことはできない。

(2) 構成企業及び協力企業の制限

応募者は、応募資格確認申請書等の提出期限において、以下の要件を全て満たしていることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。

イ いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

ウ いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年 3 月 28 日制定。以下「入札競争入札参加者要綱」とい

う。)に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開始の決定を受け、かつ、当該決定に係る手続の開始の申立て後に法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下、「経営事項審査」という。）で、いわき市が指定する書類を提出したものを除く。）でないこと。

オ 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

カ いわき市下水汚泥等利活用事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員でないこと。

キ 審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者でないこと。

ク 本事業のアドバイザー業務に関係している以下のものと資本面もしくは人事面において関連がある者ではないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役を兼職している場合をいう。

○株式会社 NJS（所在地：東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号）

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は応募資格確認申請書等の提出期限において、以下の要件を全て満たしていることとする。

また、応募者は本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。

ア 設計・建設業務を行う者

(ア) 令和 2 年度いわき市入札参加資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第 4 条第 4 項に規定する名簿をいう。）において、必要な資格を有すること。ただし、設計・建設業務を行う者が複数の場合は、全ての者が満たすこと。

(イ) 令和 2 年度いわき市入札参加資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第 4 条第 4 項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による許可を有し、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事業審査における直近の総合評定値が次に示す点数を超える者であること。

工事種類	等級別格付		建設業許可	総合評定値
	市内	特 A		
土木一式工事	市内	特 A	特定 一般	なし
	準市内 市外	要件なし		1,270 点以上
建築一式工事	市内	特 A	特定 一般	なし
	準市内 市外	要件なし		1,320 点以上
電気工事	市内	A	特定 一般	なし
	準市内 市外	要件なし		1,080 点以上
機械器具設置工事	市内	要件なし	特定 一般	なし
	準市内 市外			1,020 点以上

(ウ) 過去 15 年間に於いて、元請又は共同企業体の代表者として、公共機関等(国、地方自治体及び公団、公社等の特殊法人、PFI 法に基づく事業等において国・地方公共団体又は公社等の特殊法人との間で事業契約を締結した特別目的会社)から受注した以下に示す施工実績を有すること。

○下水道法上の終末処理場から発生する下水汚泥より生成されるバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の設置工事(実証プラントを含む)

○下水道法上の終末処理場から発生する下水汚泥を処理する乾燥設備又は炭化設備の設置工事(実証プラントを含む)

(エ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(オ) 設計・建設業務を行う者が複数の場合は、ア(ア)の要件は全ての者が満たすこととし、ア(イ)、(ウ)及び(エ)の要件は複数の者で全てを満たせば良いものとする。

イ 維持管理・運營業務を行う者

(ア) 令和 2 年度いわき市入札参加資格者名簿(指名競争入札参加者要綱第 4 条第 4 項に規定する名簿をいう。)において、必要な資格を有すること。ただし、維持管理・運營業務を行う者が複数の場合は、全ての者が満たすこと。

(イ) 令和 2 年度いわき市入札参加資格者名簿(指名競争入札参加者要綱第 4 条第 4 項に規定する名簿をいう。)において、次に示す登録業種に登録している者であること。

分類	登録業種	備考
施設運転管理	汚水処理施設運転管理業	

(ウ) 過去 15 年間に於いて、元請又は共同企業体の代表者として、公共機関等(国、地方自治体及び公団、公社等の特殊法人、PFI 法に基づく事業等において国・地方公共団体又は公社等の特殊法人との間で事業契約を締結した特別目的会社)から受注した以下に示す維持管理業務を 1 年以上受託した実績を有すること。

○下水道法上の終末処理場から発生する下水汚泥を処理する乾燥設備又は炭化設備の維持管理業務(実証プラントを含む)

(エ) 下水道法第 22 条第 2 項に規定する政令で定める資格者を配置できること。

(オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条第 3 項に規定する政令で定める資格者を配置できること。

(カ) 維持管理・運營業務を行う者が複数の場合は、イ (ア)の要件は全ての者が満たすこととし、イ (イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の要件は複数の者が全てを満たせば良いものとする。

ウ 付帯事業を行う者

(ア) 令和 2 年度いわき市入札参加資格者名簿(指名競争入札参加者要綱第 4 条第 4 項に規定する名簿をいう。)において、必要な資格を有すること。ただし、付帯事業を行う者が複数の場合は、全ての者が満たすこと。

5. 事業提案書の審査等

(1) 提案の審査及び評価

事業提案書の審査及び評価は、「いわき市下水汚泥等利活用事業審査委員会」により行う。

(2) 評価内容

評価内容は、優先交渉権者選定基準による。

(3) 評価結果の公表

評価結果は、応募者に文書で通知する。

(4) 応募資格確認申請書等及び事業提案書に関する事項

提出書類は返却しない。提出書類は、応募資格の確認及び事業提案書の審査及び評価として使用する以外は、無断で他の資料として使用しない。

(5) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者選定基準に基づき算定した評価値が最も高い応募者を優先交渉権者とし、契約交渉を開始する。

なお、優先交渉権者の選定後、基本契約の締結までに事業者又はその企業グループの構成企業もしくは協力企業のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の応募者と協議を行う。その場合、評価値の順位が高い者から契約交渉を行い、事業契約を締結する。

6. 事業提案書に関する条件

事業提案書は、要求水準書を満たすものとする。

7. 構成企業等の変更

(1) 構成企業等の変更に係る原則

応募資格確認基準日以降、応募者の構成企業及び協力企業の一部または全部が応募資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を審査の対象から除外する。

また、応募資格確認基準日以降の応募者の構成企業及び協力企業の入替・追加・脱退及び担当業務の変更（以下、「構成企業等の変更」という。）は、原則として認めない。

(2) 構成企業等の変更に係る特例

ア 応募資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで

市は、応募資格確認基準日以降に応募者が構成企業及び協力企業の変更を申請した場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 事業提案書提出日から優先交渉者決定日まで

市は、事業提案書提出日以降に応募者の構成企業及び協力企業（代表企業を除く）の一部が応募参加資格を喪失した場合で応募者が構成企業等の変更（応募参加資格を喪失した構成企業及び協力企業の脱退に限る）を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

8. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者として選定された者は速やかに市と協議を行い、協議が整った場合には基本協定を市と締結しなければならない。

(2) 基本契約の締結

優先交渉権者は本事業における設計・建設、維持管理・運営等に関し、本事業に係る基本契約を市と締結しなければならない。

(3) 建設工事請負契約の締結

設計・建設企業又は建設 JV（以下「建設企業」）は、基本契約に基づき、汚泥処理施設等及び受入施設の設計・建設に関し、本事業に係る建設工事請負契約を市と締結しなければならない。

(4) SPC の設立

優先交渉権者又は優先交渉権者となった企業グループを構成する企業は、本事業の維持管理・運営を実施し付帯事業を実施する SPC を令和 5 年 10 月までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社としていわき市内に設立し、商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。

当該 SPC に出資する者は、事業契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、設立する SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

(5) 維持管理・運營業務委託契約の締結

事業者は、基本契約に基づき、要求水準書記載範囲の汚泥処理施設等の維持管理・運営（固形燃料化物の売買に係るものは除く）を実施するに関し、本事業に係る維持管理・運營業務委託契約を市と締結しなければならない。なお、SPC 設立後は速やかに維持管理・運營業務委託契約の権利及び義務を SPC に継承させるものとする。

(6) 固形燃料化物売買契約の締結

事業者は、基本契約に基づき、固形燃料化施設により製造される固形燃料化物の販売に関し、本事業に係る固形燃料化物売買契約を市と締結しなければならない。なお、SPC 設立後は速やかに固形燃料化物売買契約の権利及び義務を SPC に継承させるものとする。

(7) バイオガス売買契約の締結

事業者は、基本契約に基づき、施設により発生するバイオガスの販売に関し、本事業に係るバイオガス売買契約を市と締結しなければならない。なお、SPC 設立後は速やかにバイオガス売買契約の権利及び義務を SPC に継承させるものとする。

(8) バイオガス発電事業契約の締結

事業者は、基本契約に基づき、バイオガス発電事業の実施に係るバイオガス発電事業契約を市と締結しなければならない。なお、SPC 設立後は速やかにバイオガス発電事業契約の権利及び義務を SPC に継承させるものとする。

(9) 未利用地利活用事業契約の締結

事業者による提案が認められた場合、事業者は、基本契約に基づき、要求水準書に示す下水処理場敷地における未利用地を市より借り受け未利用地を活用する未利用地利活用事業契約を市と締結しなければならない。なお、SPC 設立後は速やかに未利用地利活用事業契約の権利及び義務を SPC に継承させるものとする。

(10) 提案バイオマス処理事業契約の締結

事業者による提案が認められた場合、事業者は、基本契約に基づき、事業者の提案するバイオマスを外部より運搬・搬入し、提案バイオマスを処理する提案バイオマス処理事業契約を市と締結しなければならない。なお、SPC 設立後は速やかに提案バイオマス処理事業契約の権利及び義務を SPC に継承させるものとする。

(11) 次点交渉権者との協議

ア 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

イ 基本契約締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合

市は、基本契約締結までに優先交渉権者が前記応募者の参加資格要件で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

第4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. リスク分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。市が責任を負うべき合理的理由がある事項については、市が責任を負うものとする。このリスク分担の考え方を踏まえ、市と事業者の責任分担は、特定事業契約書（案）において示す。

2. 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、募集要項等において示す。なお、事業者は募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような汚泥処理施設等の設計・建設、維持管理・運営を行うこととする。

3. 事業者の責任の履行に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、特定事業契約に従って、誠意を持って責任を履行する。

(2) 保険

事業者は、建設期間中及び維持管理・運営期間中に以下の保険に加入するものとする。詳細は、特定事業契約書（案）を参照のこと。

ア 建設期間中の保険

汚泥処理施設等及び受入施設の建設企業又は建設JVは、工事目的物及び工事材料等に対して、火災保険、建設工事保険等に加入しなければならない。

イ 維持管理・運営中の保険

事業者は、第三者賠償責任保険、汚泥処理施設等に対する火災保険に加入しなければならない。

(3) 契約保証金

事業者は、建設工事請負契約に係る契約保証金として、建設工事請負契約に係る契約金額の10分の1以上の金額を納付する。一方、事業者は、維持管理・運營業務委託契約に係る契約保証金として、維持管理・運營業務委託契約に係る契約金額の

10分の1以上の金額を納付する。ただし、両者に対し、以下のものをもって契約保証金の納付に代えることができる。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ② この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- ③ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- ④ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

維持管理・運營業務委託契約において、履行保証保険契約の締結による契約保証金の免除を受ける場合、履行保証保険契約の契約期間が維持管理・運營業務委託契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を発注者に寄託し、維持管理・運營業務委託契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができる。なお、この際の保証の額は、契約金額を20で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の10分の1以上とする。

（4）事業用地に関する事項

ア 事業用地の管理

事業用地について、本事業の用に供するために、維持管理・運営期間にあっては事業者が適切に管理しなければならない。

イ 汚染土壌対策・地中支障物対策

事業者が汚染土壌及び地中支障物を確認した場合、市に報告し、必要な対策を講じなければならない。

（5）業務の委託等

事業者が、本事業の維持管理・運營業務、バイオガス発電事業、提案バイオマス処理事業及び未利用地利活用事業に限り、業務の一部を構成企業及び協力企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得なければならない。

（6）有資格者の配置

事業者は、募集要項及び要求水準書に従い、応募資格確認申請書及び事業提案書に記載した有資格者又は同等の経験を有する技術者を、汚泥処理施設等に配置すること。

4. 市による実施状況のモニタリング等

(1) モニタリングの実施

市は、事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書に規定した要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

事業者は、市が要求する項目について報告を行い、要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて市の確認を受けなければならない。要求水準及び事業提案書の内容に適合していない場合等において、市は必要に応じて事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(2) モニタリングの時期

ア 設計段階

事業者は、月間工程表を作成し、実施設計の内容について適宜、市と協議を行うと共に完了時に実施設計図書等を提出し、市による確認を受ける。市は要求水準及び事業提案書の内容に適合しない場合には、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

イ 建設段階

事業者は、一月毎に市から施工状況等の確認を受ける。事業者は、市が要請したときは、施工状況等の事前説明及び事後報告を行わなければならない。市はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。市は、その内容について、要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、市は事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

ウ 工事完了・施設引渡時

事業者は、工事完成図書、工事施工書類及び工事記録等を用意し、市の完成検査を受ける。市は、施設が要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、市は事業者に補修又は改造を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

エ 施設供用開始後（維持管理・運営時）

事業者は、定期的に市から維持管理・運営業務の実施状況等の確認を受ける。市はその内容について、要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、市は事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

オ 財務状況

事業者は、維持管理・運営時に毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状

況について、市に報告を行う。

カ 性能未達の場合等の損害賠償等

性能未達の場合等は、事業者に対し勧告や設計・建設及び維持管理・運營業務に係る減額等の措置をとる。なお、維持管理・運營業務における減額措置の詳細については、「別紙2 ペナルティについて」において示す。

第5. 公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

事業の対象となる各浄化センターの立地に関する事項を以下に示す。

表1 立地に関する事項（中部浄化センター）

項 目	内 容
住 所	福島県いわき市小名浜大原字芳際1
事業予定地面積	施設建設予定地：約 9,300m ² 未利用地：約 83,000m ² （施設建設予定地を含む） （施設全体の敷地面積： 237,080m ² ）
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	工業専用地域（建ぺい率 60% 容積率 200%）
防火地域	指定なし
悪 臭	（C 区域）：工業専用地域
騒 音	（第 5 種区域）：工業専用地域 昼間：75dB 以下、朝夕：70dB 以下、夜間：65dB 以下
振 動	指定なし：工業専用地域

表2 立地に関する事項（南部浄化センター）

項 目	内 容
住 所	いわき市錦町浜田 27
事業予定地面積	施設建設予定地：約 4,200m ² 未利用地：約 22,000m ² （施設建設予定地を含む） （施設全体の敷地面積： 58,200m ² ）
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	市街化調整区域（建ぺい率 70% 容積率 200%）
防火地域	指定なし
悪 臭	（B 区域）：市街化調整区域
騒 音	（第 3 種区域）：市街化調整区域 昼間：60dB 以下、朝夕：55dB 以下、夜間：50dB 以下
振 動	指定なし：市街化調整区域

2. 施設構成の要素

本事業の施設構成は以下を想定している。詳細は要求水準書において示す。

表3 各浄化センターの施設構成

中部浄化センター	<ul style="list-style-type: none">・受入施設に係る土木・建築、機械及び電気設備・嫌気性消化施設に係る土木・建築、機械及び電気設備・バイオガス発電施設に係る機械及び電気設備・固形燃料化施設に係る土木・建築、機械設備及び電気設備・その他事業者が必要と判断する施設・設備
南部浄化センター	<ul style="list-style-type: none">・受入施設に係る土木・建築、機械及び電気設備

第6. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

市と事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に関する紛争については、福島地方裁判所を合意による第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、予定された期日までに施設が建設され、継続して汚泥処理施設等の維持管理・運営が行われることが必要であるため、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1)事業者が行う業務内容が市の定める要求水準に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することができる。
- (2)事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどし、事業契約書に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (3)前2項の規定により、市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1)市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2)前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1)不可抗力等当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4. その他

本事業が要求水準及び事業提案書に適合しない場合、またその他の理由で本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約書(案)に定める。

第8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金等の取り扱い

本事業で建設する受入施設及び汚泥処理施設等に対しては、下水道事業に係る国の交付金等を活用することを想定している。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

3. その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可に関し、必要に応じて支援を行う。

第9. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、いわき市ホームページを通じて適宜行う。

2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3. 本募集要項に関する問合せ先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課

電 話 0246-22-7520

電子メール gesuidojigyo@city.iwaki.lg.jp

(別紙1) 業務委託費の算定金額、支払方法及び見直し

1. 対価の構成

本事業において市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	① 設計業務 ② 建設業務 ③ その他上記項目の関連業務を含む
維持管理・運営に係る対価	① 受入施設を除く新規施設の維持管理・運営業務 ② 既存施設の維持管理・運営業務 ③ その他上記項目の関連業務を含む

2. 対価の計算方法

(1) 設計・建設業務に係る対価 (サービス購入料 A)

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価 (サービス購入料 A)	① 設計段階に係る業務費用 ② 建設段階に係る業務費用 ③ その他費用 (工事中金利、設計・建設業務に係る保険料等)	■設計・建設業務に係る対価 =左欄支払いの対象となる費用の合計

(2) 維持管理・運営業務に係る対価 (サービス購入料 B)

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
固定費相当分 (サービス購入料 B-1)	■固定費 (各年度平準) ① 人件費 ② 維持管理費 ③ その他費用 (SPC 運営費等) ④ 受入施設を除く新規施設の修繕費及び更新費 ⑤ 既存施設の一定額 (800 万円/年) 以下の修繕及び更新費	■各支払期の支払金額 =[左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額]÷支払回数 (4 回×20 年) ※⑤については 20 年間で合計 1.6 億円 (税込み 800 万円×20 年) 以下の修繕及び設備更新を事業者の業務範囲とし、それを超えるものについては市の業務範囲とする。

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
変動費相当分 (サービス購入料 B-2)	■変動費 ① 薬品費 ② 燃料費 ③ 市が分岐供給するユーティリティの従量料金相当分 ④ その他費用（脱水汚泥処理量(受入を含む)に応じて増減する費用で、合理的な説明を付することにより事業者が提案できる）	■各支払期の支払金額 =各支払期の脱水汚泥の実処理量（実績値）×単価（円/wet-t）※ ※①、②、④の単価：事業者提案。ただし、市場価格等より市が妥当性を判断する。 ③の単価：要求水準書記載の単価

3. 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

支払方法は、建設工事請負契約による。

ア 出来高予定額（各会計年度の支払限度額）について

(ア) 令和2年度	0円
(イ) 令和3年度	2,848,182,000円
(ウ) 令和4年度	2,388,091,000円
(エ) 令和5年度	2,206,182,000円

イ 前金払及び部分払について

(ア) 前金払

各会計年度の出来高予定額が100万円以上の場合、設計に関しては各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。以下同じとする。）、工事請負に関しては各会計年度の出来高予定額の10分の5以内の額の前払金の支払いを会計年度ごとに請求することができる。

ただし、前金払を請求する場合、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託する必要がある。また、前払金額はその保証証書記載の保証金額の範囲内とする。

(イ) 中間前金払

各会計年度の出来高予定額が100万円以上の場合、(ア)による前払金の支払いを受けた後、各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額の中間前払金の支払い

を会計年度ごとに請求することができる。

ただし、中間前金払を請求する場合、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託する必要がある。また、建設に対して部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできない。

(ウ) 部分払

各会計年度の出来高予定額が 100 万円以上の場合、会計年度ごとに 1 回を限度に出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事原材料及び製造工場等にある工場製品に相当する出来高予定額の 10 分の 9 以内の額について、部分払いを請求することができる。

なお、各会計年度の出来高予定額が達成できた場合、当該予定額全額を支払うものとし、上記の回数限度に関わらず請求しなければならない。

ウ 建設リサイクル法

本事業は建設リサイクル法の対象となり、以下の項目に該当する。

- ・ 建築物に係る新築工事等の場合
- ・ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合

(2) 維持管理・運營業務に係る対価

ア サービス購入料 B-1、サービス購入料 B-2

(ア) 支払回数

サービス購入料 B-1：80 回（20 年間×年 4 回）

サービス購入料 B-2：80 回（20 年間×年 4 回）

(イ) 市は、汚泥処理施設等及び受入施設の引渡しを受けた後、維持管理・運營業務委託契約書の規定に従い、維持管理・運營業務に係る月間の業務報告書を受領した後、確認し、内容に不備がないことを確認した旨を事業者に通知する。事業者は、当該通知を受けた後、当該期間に相当するサービス購入料 B-1 及びサービス購入料 B-2 に係る請求書を市に提出する。市は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に、事業者が指定する金融機関へサービス購入料 B-1 及びサービス購入料 B-2 を支払う。

4. 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

イ 維持管理・運營業務に係る対価

維持管理・運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。なお、当該指標は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者の提案について合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区 分	改定の対象となる費用	指 標
維持管理・運營業務に係る対価 (サービス購入料 B-1)	① 人件費	毎月勤労統計調査・統計表・時系列第1表 名目賃金指数「現金給与総額」(厚生労働省)
	② 維持管理費(修繕費、更新費を除く)	企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」(日本銀行調査統計局)
	③ その他費用(SPC 運営費等)	
	④ 受入施設を除く新設施設の修繕費及び更新費	国内企業物価指数・「はん用機器」(日本銀行調査統計局)
	⑤ 既存汚泥処理施設の一定額以下(800万円/年)の修繕費及び更新費	

区 分	改定の対象となる費用	指 標
維持管理・運營業務に係る対価 (サービス購入料 B-2)	① 薬品費	国内企業物価指数・「化学製品」(日本銀行調査統計局)
	② 燃料費	国内企業物価指数・「石油・石炭製品」(日本銀行調査統計局)
	③ 市が分岐供給するユーティリティの従量料金相当分	各供給事業者等と市の需給契約が変更等された場合、市と事業者が当該変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	④ その他費用(脱水汚泥処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付することにより事業者が提案できる)	企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」(日本銀行調査統計局)を基本とするが、合理的な説明を付することにより事業者提案も可とする。

(2) 改定の条件

第1回支払い(令和6年4~6月分)以降の維持管理・運營業務に係る対価の支払額については、原則として毎年、6月1日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)に基づき見直しを行い、翌年度の維持管理・運營業務に係

る対価を確定する。ただし、第1回支払い（令和6年4～6月分）の改定については、基本契約締結時の指標を最後に見直しを行った年度の指標とする。

（3）改定の計算方法

ア 算定式

維持管理・運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。なお、変動の大小にかかわらず、事業者は毎年当該指標について改定の要不要を確認し、市へ書面で報告を行うこと。

$$Y = X \times (1 + \alpha / 100)$$

ここに、Y：改定後の当該費用（税抜き）

X：前回改定後の当該費用（税抜き）

$$\alpha : \text{改定率} = \left(\frac{\text{見直し時における最新の指標（直近12カ月の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標（直近12カ月の平均値）}} - 1 \right) \times 100$$

α は小数点第2位以下切捨てとする。

※改定率（ α ）が±1.5以上の場合に改定を行うものとする。

※第1回支払い（令和6年4～6月分）の改定については、基本契約締結時の指標を最後に見直しを行った年度の指標とする。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

維持管理・運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払いに係る消費税及び地方消費税については、市が改定内容に合わせて負担する。

(別紙 2) ペナルティについて

モニタリングの結果、業務の改善の必要性があると判断された場合、以下の措置を取る。

(1) 業務の改善についての措置

市は、モニタリングの結果から、事業者による業務が維持管理・運營業務委託契約の各条項及び要求水準書等に定める業務の要求水準を満たしていないと判断した場合には、事業者に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう第 1 回目の改善勧告を行うものとする。事業者は、市から改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

ア 改善の確認

市は、事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認するものとする。

イ 改善勧告（第 2 回目）

上記アにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、事業者に第 2 回目の改善勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

ウ 業務責任者の変更

上記イの手続を経ても第 2 回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している業務責任者を変更することを事業者に請求することができる。

エ 契約の解除等

市は上記ウの業務責任者の変更の手続を取った後、最長 60 日を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が維持管理・運營業務委託契約の継続を希望しない時には、契約を解除することができる

(2) 維持管理・運營業務に係る対価の減額等の措置

ア 維持管理・運營業務に係る対価の減額の対象

維持管理・運營業務に係る対価については、業務実施の状況により次表に示す減額措置を行うものとする。なお、減額の対象となる維持管理・運營業務に係る対価は、サービス購入料 B-1 及びサービス購入料 B-2 とする。

また、ケース 1 及びケース 2 は同時に発生しない。

ケース	減額事由	減額措置
ケース 1	汚泥処理施設等の利用可能性が確保されていない場合	下記イに従い減額
	維持管理・運營業務範囲の既存汚泥処理施設の利用可能性が確保されていない場合	下記イに従い減額
ケース 2	要求水準未達成の場合	下記ウに従い減額

イ 各施設の利用可能性が確保されていない場合の措置（ケース 1）

市は、上記アに示すケース 1 の場合、当該状態の継続する期間（ただし、各年度の年間維持管理・運営計画書にて、事業者が市の承諾を得て計画して休止する日を除く。）については、下式のとおり減額するものとする。ただし、ケース 1 の状態の発生について事業者の責によらないと市が認めた場合はこの限りでない。

なお、固形燃料化施設のみにおいてケース 1 の状態が発生した場合、下式における分母は当該年度の年間日数ではなく事業者提案の稼働日数と読替えること。

$$\text{減額金額} = (\text{サービス購入料 B-1 及び B-2}) \times (\text{ケース 1 状態の延べ発生日数}) / (\text{当該年度の年間日数})$$

また、ケース 1 の減額措置の対象となる、利用可能性が確保されていないと判断される事象を次に示す。下記の事象が 1 日発生するごとに、上記の減額金額の算定の対象となるケース 1 の状態の延べ発生日数に計上する。

- ・異常事態の発生、その他原因による運転停止の状態又は性能低下により、固形燃料化施設に対して予定されている脱水汚泥の受入ができない状態が生じた場合
- ・異常事態の発生、その他原因による運転停止の状態又は性能低下により、処理対象汚泥に対し脱水処理までの汚泥処理ができない状態が生じた場合

利用可能性が確保されていない場合の減額金額の算定及びそれに応じた減額等の措置は年度ごとで行うものとする。

ウ 要求水準未達成の場合の措置（ケース 2）

市は、ケース 1 を除く、維持管理・運営内容について要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、次の方法により維持管理・運營業務に係る対

価の減額又は支払停止を行う。ただし、未達状態の発生が、事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

(ア) レベルの認定

市は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う。

レベル	各レベルの該当事象
レベル 1 汚泥処理施設等の利用に軽微な影響を及ぼしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告の不備 ・市及び関係者への連絡不備 ・備品、帳簿類等の管理不行き届き ・その他、上記と同等の軽微な要求水準未達
レベル 2 汚泥処理施設等の円滑な運営に影響を及ぼしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等の点検未実施や不具合及び故障等の放置 ・不衛生状態の放置 ・維持管理・運營業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行 ・維持管理・運營業務におけるミスの頻発 ・周辺環境に悪影響を及ぼしている場合 ・燃料化物が有効利用されていない場合 ・バイオガスが発電利用されていない場合 ・事業者提案による温室効果ガス排出量が達成されていない場合 ・事業者提案による本事業用地境界における臭気指数が達成されていない場合 ・事業者提案による環境汚染規制物質の排出量が達成されていない場合 ・その他、レベル 1、3 を除く全ての要求水準未達
レベル 3 汚泥処理施設等の運営に重大な影響を及ぼしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が適切な管理をしなかったために、重大な事故、施設の損壊等が発生した場合 ・違法行為 ・市への虚偽の報告 ・その他、上記と同等以上の重大な要求水準未達

(イ) ペナルティポイントの算定

市は、上記ウー(ア)のレベルに応じ、次のとおりペナルティポイントを算出する。

- ①第 1 回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、ペナルティポイントは付与しない。第 1 回目の改善期限までに、未達状況

が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第 1 日目としてペナルティポイントの算定の対象の日数とする。

ただし、上記イで述べる、ケース 1 及びケース 2 の上記ウー(ア)に述べるレベル 3 の未達状態の際のペナルティポイントの付与については、上に述べる第 1 回目の改善期限までの減額及びペナルティポイント付与の保留期間の措置はない。

- ②ペナルティポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について 1 日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、改善の遅延が、事業者の責によらないと市が認めた場合は、市はペナルティポイントの加算を中断することができる。

レベル	ペナルティポイント
レベル 1	1 日につき、1.0 ポイント
レベル 2	1 日につき、2.0 ポイント
レベル 3	1 日につき、10.0 ポイント

(ウ) 維持管理・運營業務に係る対価の減額

各支払期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、維持管理・運營業務に係る対価の減額等の措置を行うこととする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は四半期毎に行うものとし、翌四半期にはペナルティポイントは持ち越さない。また、市は、減額後の維持管理・運營業務に係る対価の支払については、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積ペナルティポイント	減額措置内容
10.0 未満	減額措置を行わない
10.0 以上 50.0 未満	当該支払期のサービス購入料 B-1 及び B-2 に対し 2,000 分の 1 にペナルティポイントを乗じた額
50.0 以上	当該支払期のサービス購入料 B-1 及び B-2 に対し 1,000 分の 1 にペナルティポイントを乗じた額